

次世代法に基づく岡崎市福祉事業団行動計画

仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、育児休業の取得促進やワークライフバランス向上のため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間： 2025年4月1日～2030年3月31日

2. 状況把握

(1) 育児休業等の取得率（直近事業年度）

男性 100% 女性 100%

(2) 1人あたり残業時間数（直近事業年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
「法定時間外労働 + 法定休日労働」	1,079	857	864	902	904	1,073	991	930	880	876	1,071	1,492	11,918
対象労働者数	202	202	203	206	207	207	210	210	210	211	211	212	2,491
平均残業時間数	5.3	4.2	4.3	4.4	4.4	5.2	4.7	4.4	4.2	4.2	5.1	7.0	4.8

3. 目標

(1) 育児休業等の取得率 100%

休暇・休業や短時間勤務の制度を全体に周知するとともに、該当者に個別連絡と意向確認を行うことで、男女ともに育児休業等の取得率を100%とする。

(2) 残業時間の削減（月平均4時間以下）

毎月の残業時間数を管理職員で共有して意識向上を図る。また、業務改善制度の実施により業務の効率化を推進する。

(3) 年次有給休暇の取得促進

課長会議等で取得状況を定期的に報告し、施設長経由で取得の促進を図る。

(4) ハラスメントの防止

定期的な全体通知、資料の掲示を行う。個別相談があった場合は早急かつ適切に対応する。